

開発道路の帰属基準

令和3年10月1日 建設部長決裁

1. 総 則

開発道路の帰属基準を以下のとおり定める。

2. 帰属基準

開発道路の帰属については、『沼津市開発許可指導技術基準』を満たした上で、令和3年6月18日 道路管理課長決裁『私道の寄附受納基準』の規定を準用する。

3. その他

開発申請者は、事前に道路管理課と協議すること。